

感染性廃棄物を適正に処理するために

医療関係機関等の皆様へ

江戸川区

はじめに

このパンフレットは、医療関係機関等^{注1}から発生する廃棄物、とりわけ感染性廃棄物^{注2}の具体的な取扱いについて説明してあります。

第1章から第3章までの記述は、発生する廃棄物の多くが産業廃棄物であることから、東京都環境局作成「感染性廃棄物を適正に処理するために」に準拠して説明してあります。なお、感染性廃棄物に関する届出は、東京都が所管しています。届出方法等は、東京都のホームページを参照してください。

第1章は、医療関係機関等から発生する事業系廃棄物の区分、種類などの基本的な内容を記載してあります。

第2章は、医療関係機関等が施設内における感染事故防止のために必要な管理体制について説明してあります。

第3章は、医療関係機関等が処理業者に廃棄物の処理を委託するときの留意点について説明してあります。

第4章は、非感染性廃棄物等の収集を区に依頼するときの手続きや処理方法などを記載してあります。

第5章は、在宅医療廃棄物について記載してあります。

医療関係機関等の皆様には、このパンフレットを参考にして医療廃棄物の適正処理に向けての取り組みをお願いします。

注1 医療関係機関等とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類されます。）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限ります。）をいいます。

注2 感染性廃棄物とは、医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいいます。

このパンフレットで使用している法律等の略語は次のとおりです。

＊法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

＊令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）

＊規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚令第35号）

＊マニュアル：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

（令和4年6月 環境省 環境再生・資源循環局）

目 次

第 1 章	医療関係機関等から発生する廃棄物について	1
1	事業系廃棄物の区分	
2	医療関係機関等から発生する廃棄物の区分	
3	医療関係機関等から発生する廃棄物の種類	
4	感染性廃棄物と非感染性廃棄物との判断	
第 2 章	感染性廃棄物の管理	7
1	事務編	
2	保管編	
3	処理編	
第 3 章	契約とマニフェスト	12
1	許可業者の選定	
2	契約の締結	
3	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付	
第 4 章	区に処理を依頼するには	17
第 5 章	在宅医療廃棄物について	22
参 考	医療廃棄物処理の概要	24

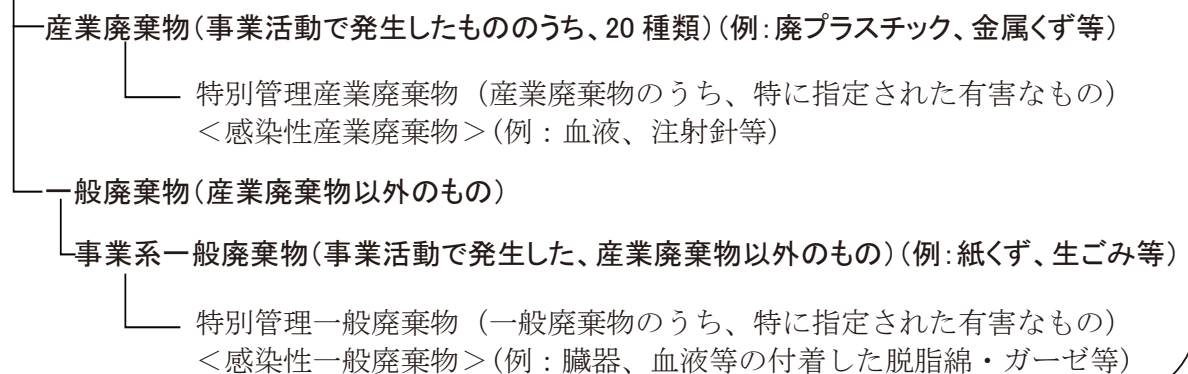
第1章 医療関係機関等から発生する廃棄物について

1 事業系廃棄物の区分

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。さらに、産業廃棄物と一般廃棄物には、それぞれ特別管理廃棄物とそれ以外のものに区分されます。

医療関係機関等から発生する感染性廃棄物は、特に指定された有害なものとして、特別管理廃棄物に該当します。

廃棄物の区分



2 医療関係機関等から発生する廃棄物の区分

医療関係機関等から発生する廃棄物は、医療行為等に伴って発生する廃棄物と医療行為以外の事業活動により発生する廃棄物に区分されます。

医療行為等に伴って排出される廃棄物は、更に感染性廃棄物と非感染性廃棄物とに区分されます。

(1) 医療行為等に伴って発生する廃棄物 (医療廃棄物^注)

- ① 感染性廃棄物
- ② 非感染性廃棄物

(2) 医療行為以外の事業活動により排出される廃棄物 (紙くず、生ごみ等、主に一般廃棄物)

注 医療廃棄物とは、「医療関係機関等の医療行為等に伴って排出される廃棄物」の通称であって、法令上の用語ではありません。なお、放射性廃棄物は、廃棄物であっても法の対象外であり、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号）の規制を受けますので、販売元と相談の上、処理してください。

3 医療関係機関等から発生する廃棄物の種類

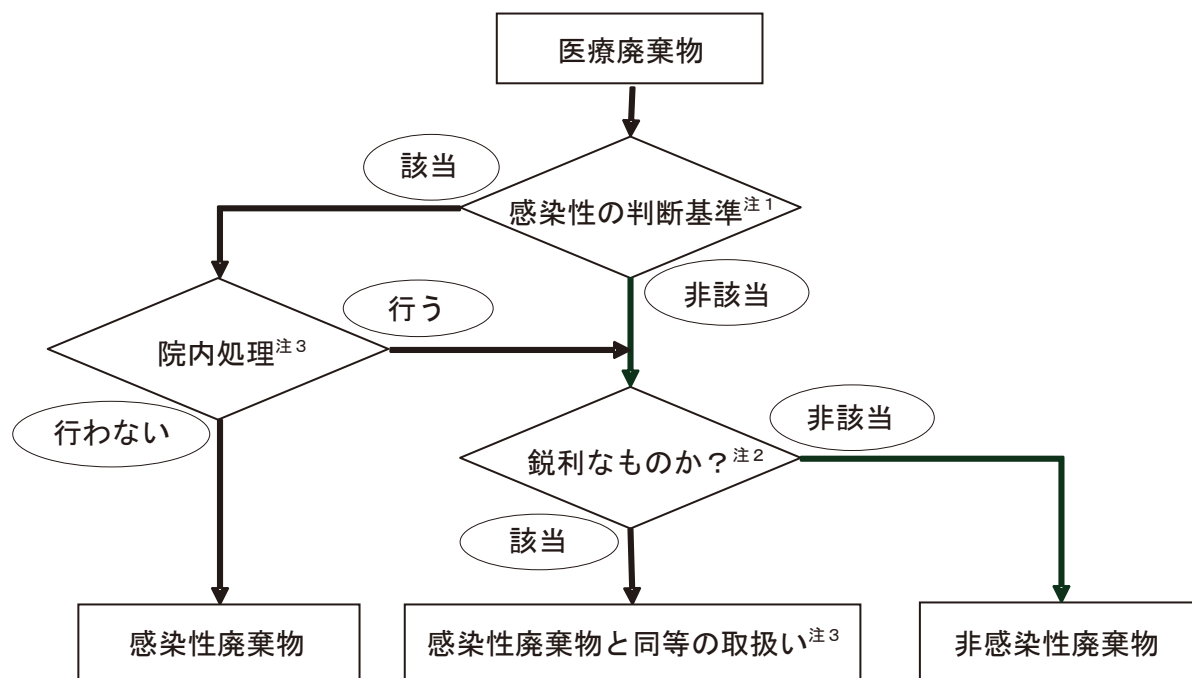
医療関係機関等から発生する廃棄物は、廃棄物の種類に応じて、次のように産業廃棄物と一般廃棄物とに区分されます。

種 類		主 な 例
産業 廃棄物	燃え殻	焼却灰
	汚泥	血液（凝固したものに限る）、 検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、 その他の汚泥
	廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯 油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、 冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性 の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していな い状態のもの）、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、 その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製の もの
	ガラスくず、コン クリートくず及び 陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のも の、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、 廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物		紙くず類、厨芥、繊維くず(包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン 類)、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄 物を焼却した「燃え殻」等

4 感染性廃棄物と非感染性廃棄物との判断

医療廃棄物が、感染性又は非感染性廃棄物になるかどうかは図1のフロー図を使用して判断してください。

図1



(出典) 東京都環境局 感染性廃棄物を適正に処理するために (一部改変)

注1 感染性の具体的な判断は、廃棄物の「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」から客観的に判断することを基本とします。P. 4 図2の「感染性廃棄物の判断フロー」を参照してください。

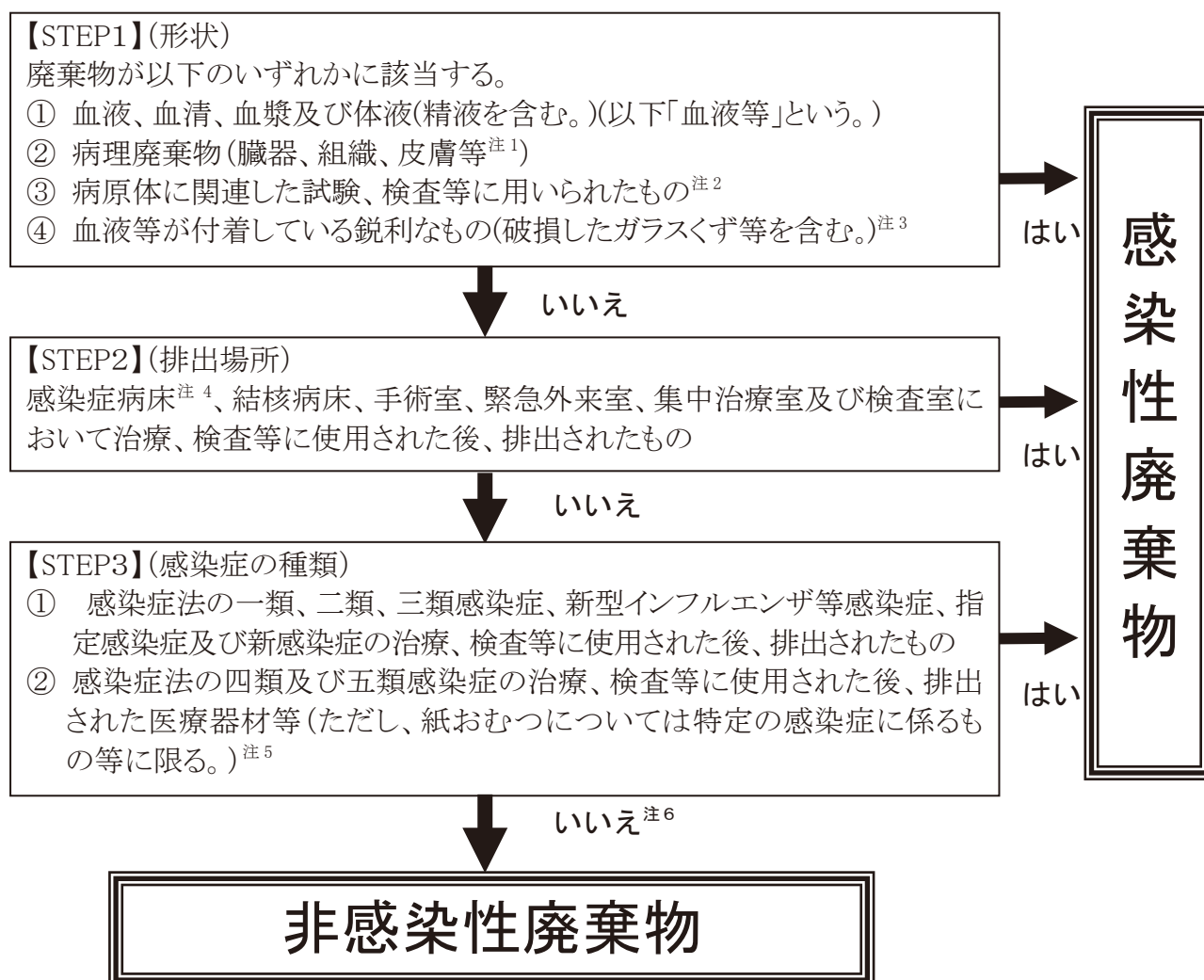
注2 **注射針等の鋭利なもの**については、未使用のもの、血液が付着していないもの又は消毒等の処理をしたものであっても感染性廃棄物と同等の取扱いをしてください。例えば、まだ滅菌の封を切っていない使用期限の切れた針付き注射器についても感染性廃棄物と同等の取扱いになります。

注3 院内処理とは、発生した感染性廃棄物を施設内の焼却設備で焼却、溶融設備で溶融、滅菌又は肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒することにより感染性を失わせる処理を自ら行うことをいいます。

詳細は、P. 10「第2章 感染性廃棄物の管理」3 処理編で説明します。

図 2

感染性廃棄物の判断フロー



- (注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとします。
 ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)
- 注 1 ホルマリン固定臓器等を含む。
- 注 2 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- 注 3 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等
- 注 4 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床
- 注 5 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスプレイの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿、マスク等)、紙おむつ、標本(検体標本)等
 なお、インフルエンザ、(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(表 1)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。
- 注 6 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(一部改変)

* 輸液点滴セット及び透析等回路については、P. 6 図 3「輸液点滴セット及び透析等回路」を参照してください。

(表1) 感染症ごとの紙おむつの取扱い

紙おむつの場合は、他の医療廃棄物と一部取扱いが異なります。

使用後に排出される紙おむつにおける感染性廃棄物の該否の別については、次の表のとおりです。感染性・非感染性とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱ってください。

(○：感染性廃棄物 ×：非感染性廃棄物)

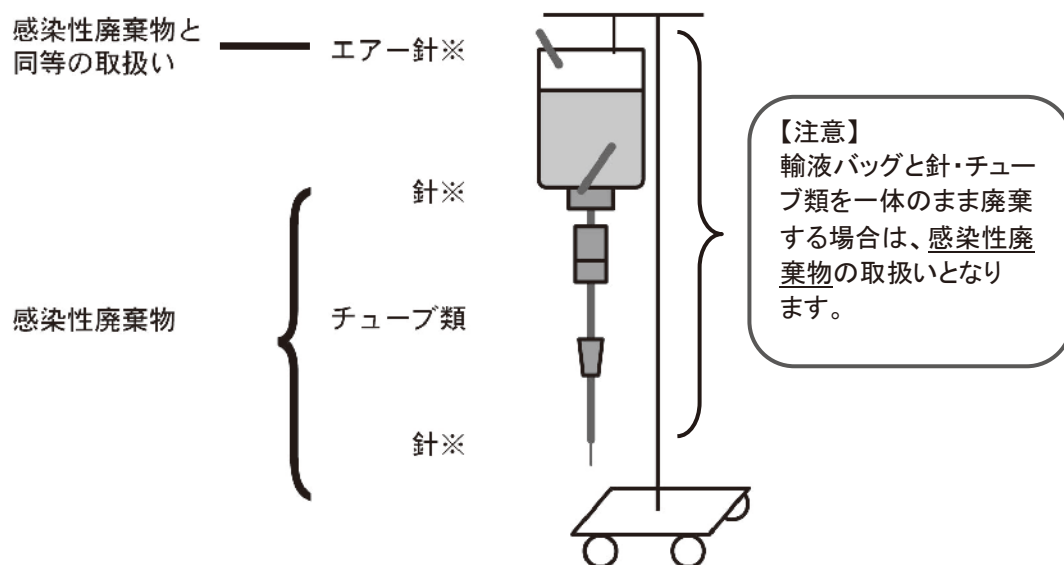
※ ○、×に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	○	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1、H7N9であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。）	○	
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	○	
四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキーマウンテン紅斑熱	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。）、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎	○	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播種性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症	○	
新感染症		○	

(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

図3 輸液点滴セット及び透析等回路

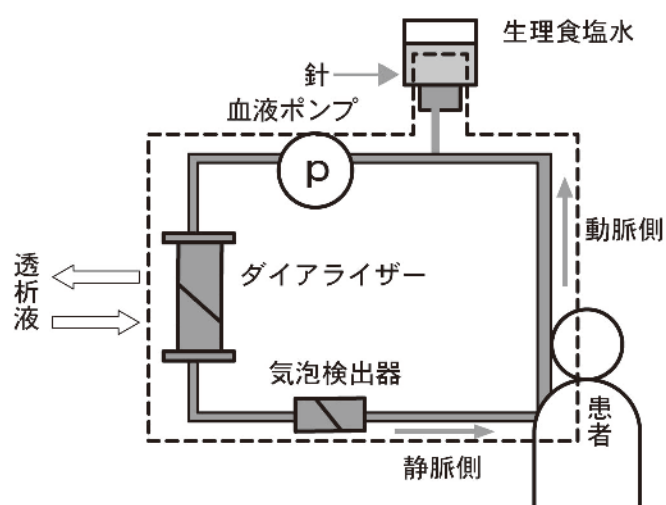
(1) 輸液点滴セットについて



※針は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

※エアークンを使用するタイプの場合、使用済みのエアークンは、感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

(2) 透析等回路について



点線内が感染性廃棄物

※針は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

ダイアライザー、チューブ等血液が含まれる部分については感染性廃棄物に該当する。

(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル (一部改変)

第2章 感染性廃棄物の管理

1 事務編

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項）

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置することになっています。

特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

- ①医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士（ただし、感染性廃棄物のみを排出する場合）
- ②特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者^{注1}
- ③法に定める資格（規則第8条の17）を持った人^{注2}

※ 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物（強酸、強アルカリ等）を排出する場合は、
②又は③の資格が必要です。

注1 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

●実施機関：（公財）日本産業廃棄物処理振興センター

●東京会場の問い合わせ先：（一社）東京都産業資源循環協会 電話：03-5283-5455

注2 環境衛生指導員歴2年以上など

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告

管理責任者を設置又は変更した場合には、30日以内に東京都知事に報告することになっています。（東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱）

まだ設置の報告をされていない医療関係機関等の方は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課までお問い合わせください。

届出様式については、P.11に「届出用紙」を掲載してあります。

詳細については東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページ等を参照してください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/special_management/index.html

(3) 多量排出事業者の処理計画の作成（法第12条の2第10項、同第11項）

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である病院等（多量排出事業者）は、廃棄物の減量などその処理に関する計画を策定して、東京都知事に報告するとともに、その翌年度には、その計画の実施状況について報告する必要があります。

問い合わせ先：東京都環境局資源循環推進部計画課 電話：03-5388-3577

(4) 管理規程の作成

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における医療廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規程を作成する必要があります。

管理規程には、感染性廃棄物の具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に応じた取扱い上の注意事項等を定め、施設内の関係者及び処理業者に周知徹底するようにしてください。

(5) 帳簿の記載と保存（法第12条の2第14項、法第7条第15項、同第16項）

感染性廃棄物などの特別管理産業廃棄物を排出する事業所又は施設内処理等で一定規模以上の産業廃棄物処理施設（法第15条第1項）を設置する医療関係機関等は、その処理について帳簿の記載と保存が義務付けられています。

◎帳簿の記載事項

(1) 自ら運搬

- ①当該感染性廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
- ②運搬年月日 ③運搬方法、運搬先ごとの運搬量
- ④保管積替え場所ごとの搬出量

(2) 自ら処分

- ①当該感染性廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
- ②処分年月日 ③処分方法ごとの処分量
- ④処分後の持出先ごとの持出量

◎帳簿の取扱い

- ①翌月中までに記載すること ②1年間で閉鎖する ③閉鎖してから5年間保存する

※感染症廃棄物の処理を業者に委託している場合は、締結した契約に基づいて適正な処理が行われているかどうかを、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理等を通じて把握してください。

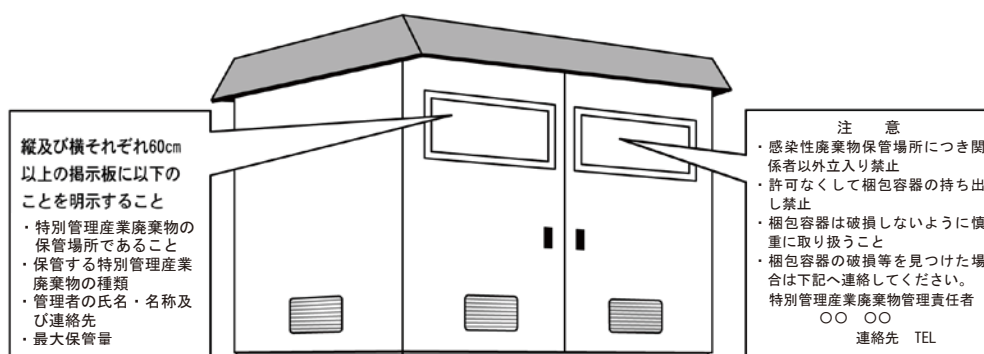
2 保管編

(1) 感染性廃棄物の保管（法第12条の2第2項、規則第8条の13）

- ・周囲に囲いをしてください。
- ・保管施設には、関係者の見やすい箇所に、感染性廃棄物の保管場所であることがわかるように、取扱注意等の表示をしてください（図4参照）。
- ・感染性廃棄物の保管は、他の廃棄物とは別の保管施設で行ってください。専用の保管施設が設置できない場合には、関係者以外が立ち入れないように配慮してください。（**診察室など、患者の方が接触する場所で保管はしないでください！**）
- ・感染性廃棄物の保管はできる限り短期間にしてください。
- ・やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、腐敗しないように冷蔵庫に入れるなど、必要な措置を講じてください。
- ・温度管理、照度管理、臭気管理、定期的な清掃、消毒実施等、十分な管理に努めてください。
- ・感染性廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発生が生じないようにしてください。
- ・汚水が生じるおそれがある場合には、公共水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じてください。

図4

【感染性廃棄物保管場所の図】



(2) 梱包（令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11の2）

感染性廃棄物は、次のように性状に応じて適切な（密閉できる、収納しやすい、損傷しにくい）、かつ施設内移動時に内容物が飛散・流出や針刺事故のおそれのない容器を使用してください。一括梱包する場合には、性状に応じた材質等を併せ持つものでなければなりません。分別後は密封してください。

- ①液状又は泥状のもの・・・密閉容器

②固形状のもの・・・・・・丈夫なプラスチック袋を二重にして使用、又は堅牢な容器

③鋭利なもの・・・・・・耐貫通性のある丈夫な容器

(3) 表示（令第6条の5第1項第1号、令第4条の2第1号、規則第1条の10）

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるように、梱包容器には図5のバイオハザードマークを付けてください。

- ① 液状又は泥状のもの（血液等）……………赤色

② 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等）……………橙色

③ 鋭利なもの（注射針等）……………黄色

④ 分別排出が困難なもの……………黄色



図5 バイオハザードマーク

非感染性廃棄物を入れた容器には、必要に応じて非感染性廃棄物の表示を図6のとおりにしてください。

図6 非感染性廃棄物ラベル

非感染性廃棄物		55mm 以上
医療機関名等		
特別管理産業廃棄物 管理責任者		
排出年月日		

← 70mm以上 →

3 処理編

(1) 感染性廃棄物の施設内処理

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を自ら処理する場合には、次の5つの方法により、感染性を失わせる処理を行ってください。感染性を失わせた処理後物は、非感染性廃棄物として処理できます（鋭利なものは除きます。）。

① 焼却設備を用いて焼却する方法

② 熔融設備を用いて熔融する方法

③ 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法

（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

④ 乾熱蒸気滅菌装置を用いて滅菌する方法

（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

⑤ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱によって消毒する方法

（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあつては、当該法律に基づく消毒をしてください。

（「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号）」）

※施設内処理の注意点

- ・ 焼却又は熔融設備を用いる場合、東京都知事の設置許可が必要な場合があります。必ず事前に東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課（電話：03-5388-3587）にお問い合わせください。
- ・ 焼却又は熔融設備を用いる場合、東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第126条における小規模の廃棄物焼却炉の規制に該当する場合があります。
- ・ 停電などの事故時に廃棄物が飛散流出して院内感染が発生しないように、医療関係機関等の管理者の方は、緊急時対応のマニュアルを作成するなど、万が一の事故に備えてください。

**非感染性廃棄物にして終わりではありません！
最終処分が終了するまで排出事業者処理責任がかかります。
次章をよくご覧になって、最終処分まできちんと確認する
ようにしてください。**

(参考)

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 管理責任者 設置（変更） 報告書	
年 月 日	
東 京 都 知 事 殿	
(排出事業者) 〒 -	
住所	
名称	
氏名	
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
感染性産業廃棄物管理責任者を 設置（変更）したので、次のとおり報告します。	
病 院 等 事 業 場 の 名 称 、 住 所 及 び 電 話 番 号	名 称 〒 - 住 所 電 話 ()
感染性産業廃棄物管理 責 任 者 の 氏 名 等	職 名 (フリガナ) 氏 名
感染性産業廃棄物管理 責任者の資格証明等 (該当する番号に○)	1 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床 検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士：資格証明証の写し 2 大学等で医学等課程を修めて卒業した者：卒業証明書等の写し 3 講習会修了者：講習会修了証の写し 修了証番号 : 第 号
・感染性産業廃棄物管理 責任者の設置又は変 更年月日 ・記載内容を変更した 場合には、変更の内容 及び変更理由を記載し てください。	1 設置年月日 年 月 日 2 変更年月日 年 月 日 <変更内容> <変更理由>
届 出 を 行 っ た 者	住 所 氏 名 (法人にあつては名称、部署名及び担当者氏名) 連絡先電話番号 ()
備 考	

※特別管理産業廃棄物管理責任者を設置後30日以内に、資格証明書(写し)とともに提出してください。

※変更報告で管理責任者の変更がない場合は、資格証明証(写し)の提出は不要です。

※都の受付印を押した副本(控え)が必要な場合は、郵送又は窓口で正副2部を提出してください。

(東京共同電子申請・届出サービスによる提出では、副本を返送できません。)

※郵送提出で副本(控え)の返送をご希望の場合は、返信用封筒(切手貼付、宛先記載済み)を同封してください。

第3章 契約とマニフェスト

医療関係機関等が廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適法な許可を有する処理業者に処理を委託しなければなりません。（法第12条第5項、第12条の2第5項）

処理を委託する場合には、許可業者を選ぶこと、契約書を書面で結ぶこと及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付することの3点に気をつけてください。

1 許可業者の選定

廃棄物の処理業者は、大きく分けて、病院や診療所等から廃棄物を収集・運搬する「**収集運搬業者**」と、それを焼却などの処理をする「**処分業者**」（処理後、埋立する最終処分業者も分類としては含まれますが、通常は直接最終処分業者と契約することはないため、ここでは中間処理業者のみとします）の2種類があります。

感染性廃棄物は、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物に分かれますが、いずれの廃棄物についても、感染性産業廃棄物の許可業者が処理できることになっています。（法第14条の4第17項、規則第10条の20）

したがって、感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物で感染性廃棄物の許可を取得している業者と契約してください。

非感染性廃棄物とその他廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に分けてください。産業廃棄物は、それぞれの区分の許可を取得している業者と契約してください。

処理業者を選ぶには、以下のような方法があります。

- 東京都知事の許可を受けた処理業者を検索
* 東京都産業廃棄物処理業者検索システム
https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx
- さんばいくんで全国の許可業者を検索
* 産廃情報ネット
<https://www2.sanpainet.or.jp/index.php>
- 業界団体への問い合わせ
(一社) 東京都産業資源循環協会
<https://tosankyo.or.jp>
電話：03-5283-5455

2 契約の締結

廃棄物処理法においては、産業廃棄物の処理委託契約は、必ず書面で行うことと規定されています。（令第6条の2第4号、令第6条の6第2号）

口頭での契約は有効でないだけではなく、委託基準違反に問われ、措置命令や罰則の対象になる場合があります。よくあるケースで「ついでにこれも持って行って…」、これが重大な法律違反となります。

また、感染性廃棄物と通常の産業廃棄物の契約は、混乱を防ぐために別々に行うようにしてください。

(1) 必ず二者契約をする（法第12条の2第5項）

収集運搬業者と処分業者のそれぞれと別々に契約してください。

収集運搬業者だけと契約している場合は、搬入先の処分業者と契約していないことになり、法令違反になります（ただし、収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、一つの契約でかまいません。）。

(2) 契約書に許可証の写しを添付する（規則第8条の4）

許可証の写しの中で、以下のことを特に確認してください。

①許可の有効期限

期限が切れていると、無許可業者に委託したことになります。

②許可の区分・条件

感染性廃棄物の許可のない業者は感染性廃棄物を扱うことができません。

③許可の自治体名

収集運搬業者の場合、排出元と運搬先の都道府県政令都市等の両方で許可を取得している必要があります。例えば東京都から福島県の処理施設まで運搬する場合は、東京都と福島県の許可が必要です。両方の自治体の許可証の写しを契約書に添付してください。

(3) 契約書に含めなくてはならない必要事項（令第6条の2第4号）

廃棄物処理法では、契約書の中に必ず記載しなければならない必要事項が規定されています。

実際の契約書の内容については、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページで「産業廃棄物処理委託モデル契約書」をダウンロードできますので参考にしてください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/keiyakusyo.html

(4) 契約書は5年間保存する（令第6条の2第5号、規則第8条の16の4）

許可証の写しなどの添付書類を含めて、必ず医療関係機関等において契約終了後5年間保存してください。

3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

マニフェストはよく宅配便の伝票に例えられます。宅配便では荷物を送る際に、送り先の住所や氏名を自分で書いて宅配業者に渡しますが、マニフェストの場合も同様です。マニフェストは収集運搬業者から受け取って印鑑を押すだけのものではなく、排出事業者が自ら交付すること（法第12条の3第1項）と規定されています。やむを得ず収集運搬業者が記載した場合でも、必ず内容を確認の上で交付してください。

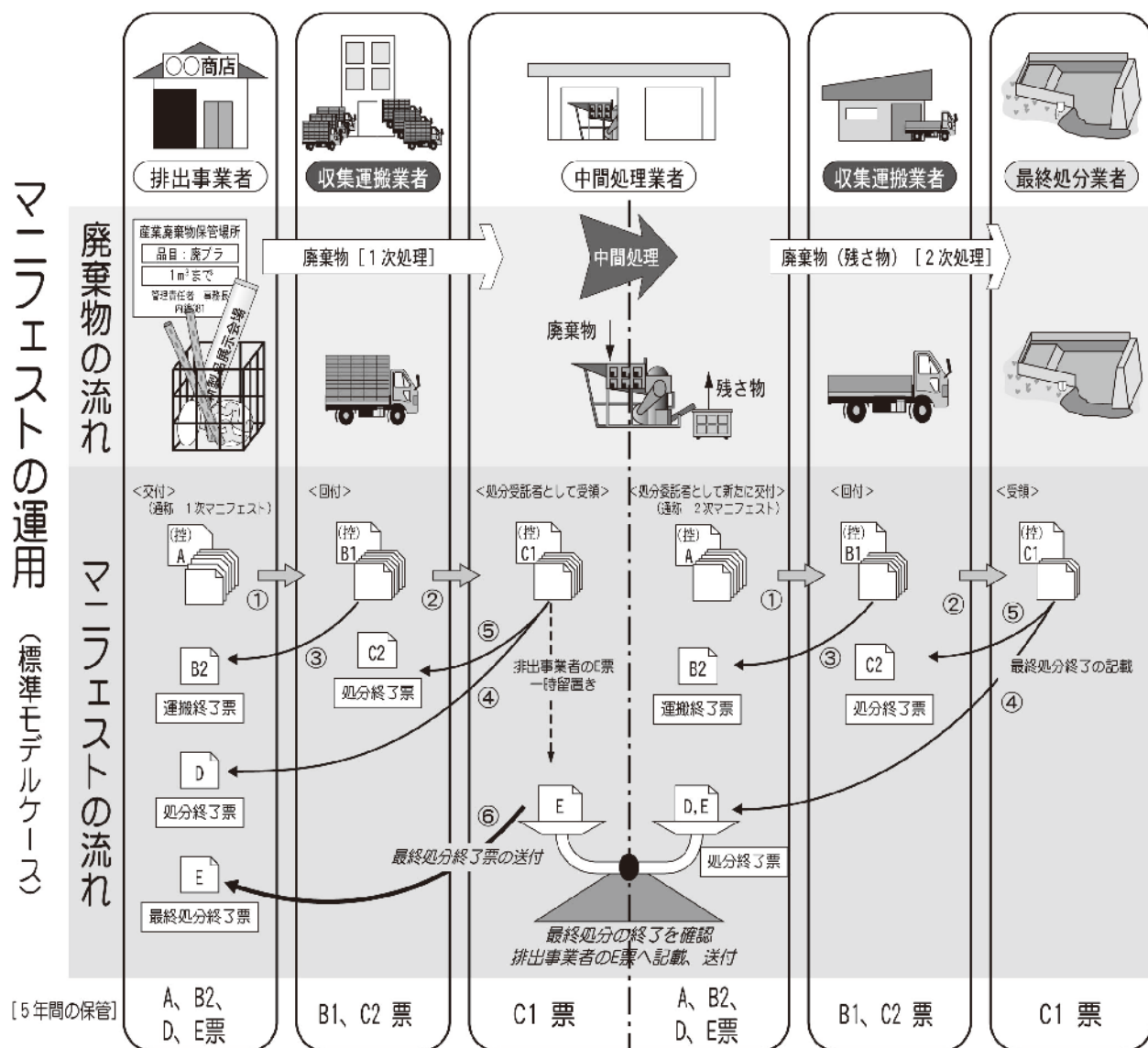
マニフェストの記載内容に不備がある場合は、マニフェスト交付義務違反及び注意義務違反になる場合があります。

(1) 最終処分の終了まで確認する（法12条の3第6項、規則第8条の26）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）では、最終処分の終了までが排出事業者で確認できるようになっております。流れは、次の図7のとおりとなります。

マニフェスト（A, B2, D, E 票）は送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

図7



(2) マニフェストが戻ってこない場合(法第 12 条の 3 第 8 項、規則第 8 条の 29)

マニフェストが定められた期間内(表 3)に戻ってこない場合や、記載漏れ、虚偽の記載がある場合は、処理業者に確認の上、東京都に報告してください。

感染性廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当しますので、60 日以内に運搬又は処分終了の報告がない場合は、30 日以内に東京都知事に報告(措置内容等報告書)を行わなければなりません。

様式は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページで入手することができます。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/itaku.html

(表 3)

	主旨	ルート	返送期間	知事への報告
A	控え	排出者保管		
B1	運搬終了	運搬業者保管		
B2	運搬終了	運搬業者→排出者	運搬終了を確認した日から 10 日	交付の日から 90 日 特別管理産業廃棄物は 60 日
C1	処分終了	処分業者保管		
C2	処分終了	処分業者→排出者		
D	処分終了	処分業者→排出者	処分終了を確認した日から 10 日	交付の日から 90 日 特別管理産業廃棄物は 60 日
E	最終処分終了	処分業者→排出者	2 次マニフェスト(※)E 票の 送付を受けた日から 10 日	交付の日から 180 日

※ 2 次マニフェスト：中間処理業者が最終処分業者に処理を委託する際に交付するマニフェストのことです。

(3) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出(法第 12 条の 3 第 7 項、規則第 8 条の 27)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、産業廃棄物を排出した事業者が前年度一年間に交付したマニフェストの交付等状況について、様式(法定様式)にまとめ、毎年 6 月 30 日までに都道府県知事又は政令市長へ提出するものです。

医療関係機関等についても提出が必要です。

ただし、電子マニフェストを利用した場合は、提出不要です。

提出先：東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 19 階北側

東京都における産業廃棄物管理票交付等状況報告書の取扱いは、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページで情報提供しています。

法定様式に準ずる東京都様式、記載例なども入手できます。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_delivery_status.html

(4) 電子マニフェストの利用について

電子マニフェストとは、(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などからマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りをするものです。

電子マニフェスト制度及び病院・診療所等の少量排出事業者がまとめて電子マニフェストに加入する場合についての問い合わせ先

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター
電話：0800-800-9023 (サポートセンター) <https://www.jwnet.or.jp/index.html>

電子マニフェストの長所

- ① 事務の効率化
 - ・マニフェストの5年間保存が不要
 - ・処理終了の報告が情報処理センターから行われ、処理状況の確認も容易
 - ・管理票データの加工が容易
 - ・事務の効率化による人件費の削減
- ② 法令遵守
 - ・マニフェストの誤記、記載漏れを防止
 - ・委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止
- ③ データの透明性
 - ・マニフェストの偽造を防止
 - ・マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存
- ④ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

※2020年4月1日から、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場について、電子マニフェストの使用が義務化されました。

第4章 区に処理を依頼するには

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。（法第3条「自己処理責任」）

したがって、医療関係機関がその医療行為に伴って生じた一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物^{注1}の収集・運搬・処分を区に依頼する場合は、**事前に所轄の清掃事務所（区長宛）に申請するとともに以下の基準を遵守してください。**

注1 一般廃棄物とあわせて処理できる産業廃棄物とは

事業者が自己処理すべきものとしている産業廃棄物のうち、①紙くず ②木くず ③ガラスくず・陶器くず ④金属くず ⑤廃プラスチック等については一定の基準を設け、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物（以下、**あわせ産廃**）として一般廃棄物と同様の方法で処理しています。

(1) 対象医療関係機関

家庭と同程度の量の廃棄物しか発生せず廃棄物処理業者との契約が困難な医療機関とします。詳細は区ホームページ等で確認してください。**ただし、衛生検査所、医療関係研究機関は除きます。**

(2) 区に収集・運搬・処分を申請する場合の手続き等

区に一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせ産廃の収集・運搬・処分を依頼する場合は、**「医療廃棄物処理申請書」**（P.20）により、事前に管轄の清掃事務所（区長宛）に申請し承認を得る必要があります。

承認期間は2年間で、2年毎に申請を行ってください。なお、年度途中の申請は承認期間が短縮されます。

(3) 区が収集・運搬・処分することができる医療廃棄物（申請対象）

- ① **感染性廃棄物を医療関係機関内で法定の滅菌方法により処理したもの**
（滅菌の方法によっては、さらに破砕する等により滅菌したことが明らかなもの）
- ② **非感染性廃棄物**
（感染性廃棄物と同等の取扱いとなる鋭利なものは除きます。）

* 非医療廃棄物（待合室や事務室から生ずる雑誌や紙類）は、申請する必要はありません。

* 申請するときには医療廃棄物処理申請書の「非医療廃棄物」欄に日量等についても記入してください。

- ★ 医療関係機関の申請により区が収集・運搬・処分できる医療廃棄物としては、具体的には、下記のようなものがあります。

- ① 事業系一般廃棄物・・・ガーゼ、脱脂綿等、紙おむつ
- ② 産業廃棄物・・・・・・・・金属くず、ガラスくず、廃プラスチック
- ※ 感染性廃棄物については、滅菌処理し感染の危険がなくなったものに限ります。
- ※ 注射針等の鋭利なものは、法定の処理を行って鋭利ではない形状にしたものに限ります。
- ※ 紙おむつは汚物を取り除いてから排出してください。

(注) 一般廃棄物のうち非医療廃棄物は申請する必要はありませんので、具体的な排出方法については、管轄の清掃事務所等で配布している「資源とごみの出し方 基本ルール」を参照してください。

- ★ なお、申請しても滅菌処理していない廃棄物や下記の廃棄物は、収集・運搬・処分いたしませんので許可業者に委託してください。

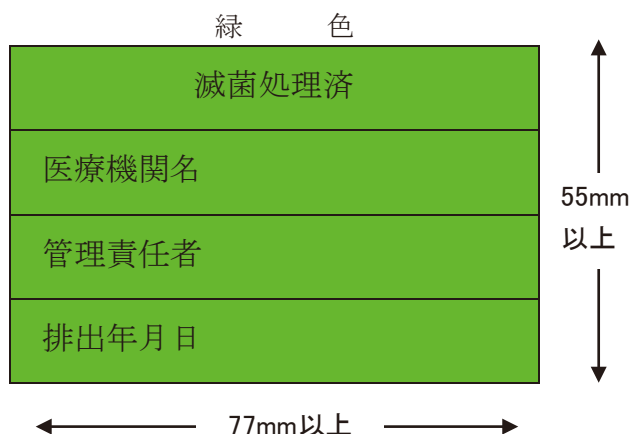
- ① 感染性廃棄物
- ② 感染性廃棄物と同等の取扱いとなる鋭利なもの(医療器材としての注射針、メス、破損したガラス製品など)
- ③ 液状、泥状の廃棄物(血液、レントゲン廃液、油類、薬品類等)
- ④ 臓器類
- ⑤ その他適正に処理することが困難なもの

(4) 有料ごみ処理券及びステッカー(識別シール)の貼付

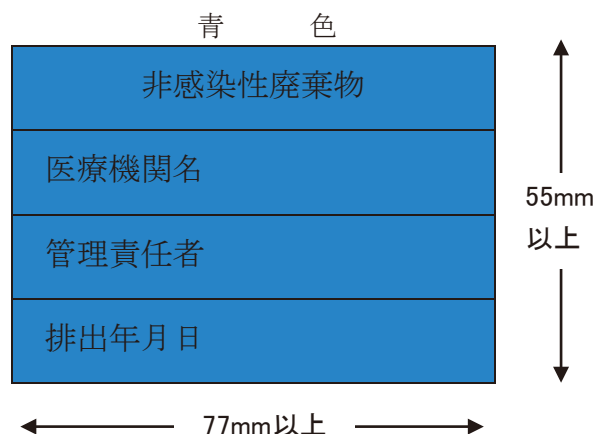
医療廃棄物を排出する際には、滅菌処理や管理等に十分注意し、収集の際に危険のないようにしたうえで、「有料ごみ処理券」及び次の「ステッカー」(識別シール)を貼って、決められた集積所に出してください。

※ステッカーが無い場合は、パソコンなどで必要事項を記入し、緑色、青色の色紙に印刷したものでもかまいません

- 1 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの



- 2 最初から非感染性の廃棄物



★ 有料ごみ処理券容量別料金について

料金は区ホームページや販売店で確認してください。

(5) 滅菌等の処理確認

診療所等には法令に基づき、滅菌処理器材又は滅菌済の廃棄物を調査させていただく場合もありますので、ご了承ください。

(6) ルールに違反した場合

区が決めたルールに違反する行為を行った医療機関に対しては、収集・運搬を拒否する場合があります。

(7) 廃棄物を直接処理施設に持ち込む場合

医療関係機関から発生する一般廃棄物を清掃工場等の処理施設に持ち込む場合は、事前に管轄の清掃事務所（区長宛）に確認申請してください。ただし、感染性廃棄物は持ち込めません。

(8) 廃棄物の処理を専門の処理業者に委託しなければならない医療関係機関

- ① 施設内で発生する感染性廃棄物及び注射針等の鋭利なものについて、法定の処理により非感染性廃棄物として取り扱えるように適正処理することができない医療関係機関
- ② 施設内で発生する廃棄物の処理を、区に処理申請できる医療関係機関以外の医療関係機関

医療廃棄物処理申請書

年 月 日

江戸川区長 殿

申請者	医療機関名	
	管 理 者	印
	所 在 地	
	電 話	()

一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について、下記のとおり申請します。

申請欄	管 理 責 任 者	職 氏名						
	業 態 及 び 規 模	① 病院 ② 診療所（一般・歯科） ③ 老人介護保健施設 ④ 助産所 ⑤ 動物診療施設 （従業員数 名） （病床数 床）						
	申請する廃棄物の種類及び日量	種 類	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計			
		燃やすごみ	kg	kg	kg			
		燃やさないごみ	kg	kg	kg			
	感染性廃棄物を滅菌処理する方法	① 焼却 ② 熔融 ③ オートクレーブ ④ 乾熱滅菌 ⑤ 煮沸 ⑥ その他感染性病原体に有効な方法（ ） ※③～⑥の方法により滅菌する場合は、さらに破砕する等により滅菌したことを明らかにします。						
	保管場所の有無	① 有 ② 無						
排 出 場 所	① 専用の保管場所 ② 近所の集積所 ③ その他（ ）							
遵 守 事 項	① 区の処理基準に従って廃棄物を排出します。 ② 感染性廃棄物（業者委託分）と非感染性廃棄物は区分して排出します。							
※参考欄	業者委託している医療廃棄物の種類及び排出日量	種 類	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	計			
		一般廃棄物	kg	kg	kg			
		産業廃棄物	kg	kg	kg			
	収集運搬を委託している業者名	業 者 名						
		許 可 番 号	号					
	処 分 を 委 託 している業者名	業 者 名						
		許 可 番 号	号					
承認欄								
備考	※参考欄は、業者委託していない場合は記入の必要はありません。							

医療廃棄物処理申請書

《記入例》

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

江戸川区長 殿

申請者	医療機関名	〇〇会 〇〇医院
	管理者	清掃 太郎 印
	所在地	江戸川区中央一丁目4番1号
	電話	(5662) 8434

一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について、下記のとおり申請

申請欄	管理責任者	職 医師 氏名 清掃 太郎				
	業態及び規模	① 病院 ② 診療所 (一般・歯科) ③ 老人介護 ④ 助産所 ⑤ 動物診療施設 (従業員数 〇〇名) (病床数 〇〇床)				
	申請する廃棄物の種類及び日量	種類 非感染性廃棄物 非医療廃棄物				
		燃やすごみ 1.0 kg 2.5 kg 3.5 kg				
		燃やさないごみ 0.5 kg 2.0 kg 2.5 kg				
	感染性廃棄物を滅菌処理する方法	① 焼却 ② 熔融 ③ オートクレーブ ④ その他感染性病原体に有効な方法 (※③～④の方法により廃棄物保管場所の有無を記入してください。)				
	保管場所の有無	① 有 ② 無				
排出場所	① 専用の保管場所 ② 近所の集積所 ()					
遵守事項	① 区の処理基準に従って廃棄物を排出します。 ② 感染性廃棄物 (業者委託分) と非感染性廃棄物は区分					
※参考欄	業者委託している医療廃棄物の種類及び排出日量	種類	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	計	
		一般廃棄物	1.5 kg	0 kg	1.5 kg	
		産業廃棄物	3.0 kg	0 kg	3.0 kg	
	収集運搬を委託している業者名	業者名	株式会社 〇〇〇〇			
		許可番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号			
	処分を委託している業者名	業者名	株式会社 〇〇〇〇			
許可番号		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号				
承認欄						
備考	※参考欄は、業者委託していない場合は記入の必要はありません。					

常時勤務する従業員数を記入してください。

感染性廃棄物を滅菌処理して区に処理依頼するときは、その量を含めて記入してください。

感染性廃棄物を滅菌処理せず全て業者委託するときは記入不要です。

廃棄物保管場所の有無を記入してください。

区が収集する場所を記入してください。

各項目を確認のうえ、それぞれチェックしてください。

委託している業者名や許可番号及び廃棄物の種類などをそれぞれ記入してください。

第5章 在宅医療廃棄物について

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（在宅医療廃棄物）については、旧厚生省（現厚生労働省）通知により一般廃棄物として取り扱う旨周知されています。

しかし、ごみ集積所に排出された場合、区民や収集職員等の事故防止の観点から、適正処理を推進する必要があります。

医療関係機関等の皆様には、患者の在宅医療行為が適切に実施されるよう管理、指導を行う責務があるとともに、医療の専門家の立場から、患者等が安全かつ適正な廃棄物の排出を行えるよう必要な情報提供、指導を行っていただくようご協力をお願いします。

(1) 在宅医療の分類

① 往診、訪問診療及び訪問看護等

医師・看護師等（以下「医師等」という。）が訪問して行うもの

具体例：在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法、在宅悪性腫瘍患者、在宅寝たきり患者処置、在宅人工呼吸等

② 在宅療養

医師等の訪問を伴わず、医師の指導管理に基づき、患者等が自ら医療行為を行うもの

具体例：在宅自己注射、在宅酸素療法、在宅自己腹膜灌流（CAPD）、在宅自己導尿等

※居宅において行われる入浴、排せつ、食事、その他の日常生活上の世話である介護は対象外としています。

(2) 在宅医療廃棄物の種類

在宅医療廃棄物は、大きく次の3つに分けられます。

I 鋭利なもの（医療用注射針、点滴針）

II 鋭利であるが安全なしくみをもつもの（ペン型自己注射針）

III 鋭利ではないもの（注射針以外）

(3) 在宅医療廃棄物の処理

① 往診、訪問診療及び訪問看護等により発生した医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物の種類としてIとIIIが発生します。

医師等が在宅医療において使用した注射針等鋭利なもの、訪問に伴い生じた廃棄物のうち感染性が高いと判断される廃棄物については、訪問した医師等が医療機関等に持ち帰り処理してください。

鋭利ではないものについては、患者等がP.23「②在宅療養により発生した医療廃棄物の処理及び留意点」に基づき、家庭から適正な排出が行えるよう情報提供、指導のご協力をお願いします。

② 在宅療養により発生した医療廃棄物の処理及び留意点

在宅医療廃棄物ⅡとⅢが発生します。

在宅療養の廃棄物の種類	処理方法
Ⅱ 鋭利であるが安全な仕組みをもつもの（ペン型自己注射針）	☆使用済み注射針回収薬局の表示のある薬局から処方せんにより購入し、使用済みとなった注射針は、調剤した薬局から配布された容器に入れて、当該薬局に持ち込んでください。（注）
Ⅲ 鋭利ではないもの ●プラスチック バッグ類 チューブ類 カテーテル類 その他（注射筒等） ●布、紙類 脱脂綿、ガーゼ、薬の外箱等	「燃やすごみ」の収集日に出してください。 ☆プラスチックのバッグ・チューブ類にプラマークがついている場合がありますが、燃やすごみに出してください。 ☆バッグ類（CAPDバッグ等）については、中の残存物を下水に流して適正に処理してください。 ☆脱脂綿等は、外から見えないように紙等に包んでください。 ☆紙おむつは、汚物を取り除いてください。
Ⅲ 鋭利ではないもの ●ビン類、缶類	「燃やさないごみ」の収集日に出してください。 ※残存物がある場合は出せません。

（注）使用済み注射針の回収について

平成 16 年 11 月 1 日から家庭から排出されている在宅医療廃棄物のうち調剤薬局から医師の処方せんにより購入し、使用済みとなった注射針の回収が始まりました。

【回収場所】

回収場所であることを示すステッカーが掲示してある薬局 ⇒

【回収方法】

薬局で調剤した際に、使用済みの注射針を入れる回収容器をお渡しします。注射針を使用したら、回収容器に入れ、処方せんを調剤した薬局に持ち込んでください。

回収した使用済みの注射針は、薬局が適正に処理します。

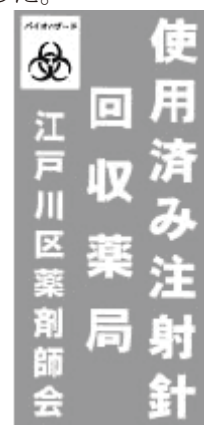
◎回収についての詳細は、江戸川区薬剤師会にお問い合わせください。

江戸川区薬剤師会 電話 03-5607-1535 （月～金曜日 10 時～12 時 13 時～17 時）

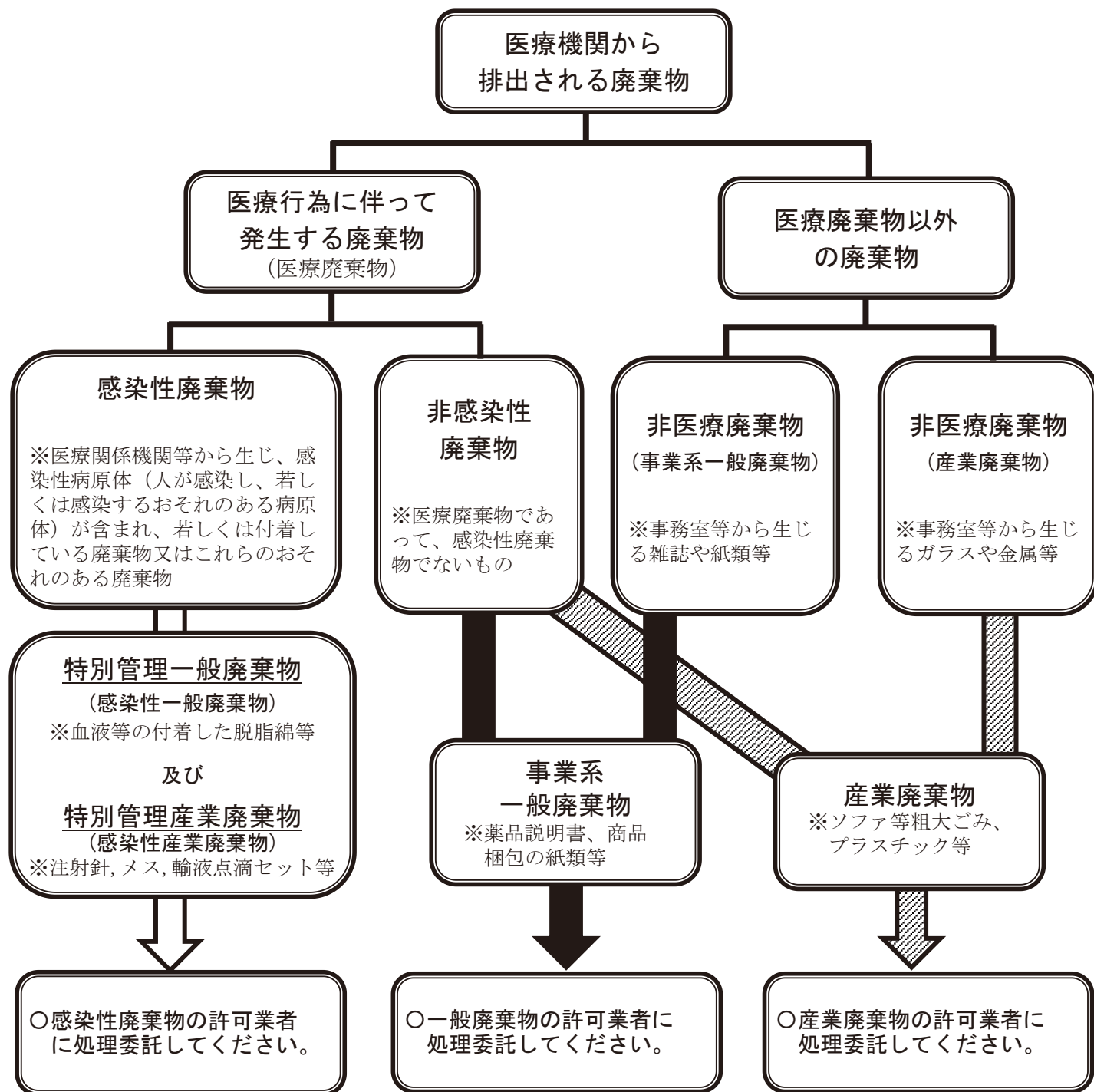
◎注射針は区の収集に出さないように十分な説明をお願いします。

◎区内のステッカーのない薬局、区外の薬局、または医療関係機関等で調剤した注射針は、調剤した薬局、医療機関または薬剤師会に相談してください。

※江戸川区ホームページでも同様にお知らせを行っています。



医療廃棄物処理の概要



○特別管理産業廃棄物収集運搬・処分業者については・・・
→（一社）東京都産業資源循環協会（０３－５２８３－５４５５）までお問い合わせください。

○医療廃棄物を許可対象廃棄物としている一般廃棄物収集運搬・処分業者については・・・
→江戸川区環境部清掃課清掃事業係（０３－５６６２－８４３４）までお問い合わせください。

○やむなく区に処理依頼をする場合は、次の事項を守ってください。

- 1 区の条例および要綱に規定する基準内であること（従業員数・排出日量等）
- 2 管轄の清掃事務所に事前に申請すること（医療廃棄物処理申請書）
- 3 適正な排出をすること（分別・処理・表示ステッカー・有料ごみ処理券等）

※詳細については、『第４章 区に処理を依頼するには』のP１７～２１を参照してください。

問い合わせ先一覧

【産業廃棄物及び感染性廃棄物に関すること】

◎東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/index.html

＊産業廃棄物全般について

指導担当 電話：０３（５３８８）３５８６

＊産業廃棄物処理業者の許可について

審査担当 電話：０３（５３８８）３５８７

＊特別管理産業廃棄物管理責任者、措置内容報告書について

規制監視担当 電話：０３（５３８８）３５８９

◎産業廃棄物処理業者の紹介、汎用マニフェストの購入

（一社）東京都産業資源循環協会

千代田区内神田１－９－１３ 柿沼ビル ７階

電話：０３（５２８３）５４５５

<https://tosankyo.or.jp>

【一般廃棄物処理業者に関すること】

◎江戸川区環境部清掃課清掃事業係

電話：０３（５６６２）８４３４

【非感染性廃棄物及び一般廃棄物の区への処理依頼に関すること】

◎所在地を管轄する次の清掃事務所まで問い合わせください。

＊小岩清掃事務所 電話：０３（３６７３）２５５１

＊葛西清掃事務所 電話：０３（３６８７）３８９６

＊小松川清掃分室 電話：０３（３６８４）６０６０

感染性廃棄物を適正に処理するために

令和５年２月発行

編集発行 江戸川区環境部清掃課

〒132-8501 東京都江戸川区中央 1-4-1

電話 03 (5662) 8434

